

日本教職員組合 第112回定期大会あいさつ

2023年7月15日

日本教職員組合中央執行委員長 瀧本 司

日教組第112回定期大会に、全国各地より出席いただきました代議員・傍聴者の皆様、ご苦労さまです。また、公私ともご多忙な中、公務労協事務局長・森永栄様、公明党文部科学部会長・佐々木さやか様、立憲民主党代表・泉健太様、日本民主教育政治連盟会長・水岡俊一様、日政連衆議院議員・道下大樹様、日政連参議院議員・古賀千景様、組織推薦議員衆議院議員・近藤昭一様に、ご臨席を賜りました。ご来賓の皆様、満場の拍手で感謝の意を表したいと思ひます。ありがとうございます。さらに、文部科学大臣・永岡桂子様、総務大臣・松本剛明様をはじめ、連合加盟の各産別、各政党、議員の皆様、教育関係団体、労働福祉団体、退職者組織など、多くの皆様からお祝い・激励のメッセージを頂戴いたしました。ありがとうございます。

また、本定期大会の開催にあたり、ご理解を賜りました地元・一神町会の皆様、警備関係者の皆様、取材をいただくマスコミ関係者の皆様に、高い壇上からではございますが、心よりの感謝の念とお礼を申し上げます。定期大会の開会にあたり、日教組中央執行委員会を代表してあいさつをさせていただきます。

はじめに、5月に石川県能登地方を震源とする地震が発生しました。さらには千葉や北海道、鹿児島など全国各地で地震が頻発しています。また、先週から今週にかけて線状降水帯により九州・中国・北陸地方を中心に大雨が続き洪水や土砂災害が発生しています。被災された皆様にお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い復旧・復興を心より願っています。また、東日本大震災の発生から12年4ヶ月が経過しようとしています。約3万人の方が今でも避難生活を余儀なくされています。私たちは引き続き、東日本大震災を風化させない運動にとりくむとともに、防災・減災教育をすすめていかなければなりません。

さて、5月8日に新型コロナウイルス感染症は、感染法上の分類が5類に位置付けられましたが、まだまだ感染拡大が続いており、一部には9波に入っているとする医療関係者もいる状況です。学校では、マスクの着用を求めないなど感染症対策が緩和され教育活動が行われていますが、ひとたび感染者が増加すると緊迫した対応が求められます。また、この3年間、子どもたちが大変な我慢を強いられ、さらには不安や心身のストレスを抱えたことによる影響が、今後どのような形で表れてくるのか予断を許さない状況となっています。さらには医療従事者は、依然として感染のリスクにさらされながら業務に従事しています。改めて現場組合員の奮闘に敬意を表したいと思ひます。

日教組は、2020年3月に開催した第109回臨時大会以降、新型コロナウイルス感染症拡大予防のためWeb参加などの様々な制約を受ける特別な対応をはかってまいりました。しかし、本定期大会は、実に3年半ぶりに感染症流行前の開催形態に戻すこととしました。改めて、多くの仲間が、こうして集えることを喜ぶとともに、組織力と団結力が組合の意義であることを確認する大会としたいと思います。

4月にこども家庭庁が発足し、こども基本法が施行されました。子どもの権利条約批准から約30年。この間、国連・子どもの権利委員会から再三にわたり国内法の整備を求められていたものの政府は極めて消極的な態度に終始してきました。こども基本法が議員立法であったとしても国内法が徐々に整備されていることは一定評価できます。こども大綱の策定など具体策の検討はこれからですが、裏付けとなる財源は、将来的な子ども関連予算の倍増方針は示されているものの実現は不透明です。また、幼稚園や小中学校などの教育分野は引き続き文科省が担当することから、縦割の弊害の懸念がこども家庭庁発足前から指摘されています。今後、学校教育にこども基本法の理念がどこまで反映されるのかは不明なままです。子どもたちが多くの時間を過ごす学校においてこそ、子どもの権利条約を尊重した教育活動がすすめられるべきです。

日教組は、国連で子どもの権利条約が採択されるのに先立つ1986年に「子どもの人権連」を設立し、日本の条約批准に大きな役割を担いました。この間、子どもの権利条約を日教組運動の重要な柱の一つとして位置づけてきましたが、子どもを権利行使の主体として認め合う教育実践や子どもの権利を学校の中で生かすための教職員の意識改革、その具体的なとりくみについて、どれだけすすんでいるのでしょうか。国立成育医療研究センターが3月に公表した実態調査では、小学校5年生の65%、中学校2年生の58%が子どもの権利を知らなかったと回答しています。私たちは、改めて子どもの権利条約を組織的に学習する機会を設け、子どもの最善の利益を保障するため、子どもの思いや意見を生かした教育実践・教育活動をすすめていかなければいけません。

個人的な話になって恐縮ですが、私が組合の専従として北海道教職員組合の中央執行委員になったのは、今から20年以上前の2002年のことでした。当時の北海道でも長時間労働は深刻化しており、2001年の北教組勤務実態調査では教員の持ち帰りを含む1カ月の平均時間外勤務が51.43時間となっていました。そのため、北教組は02年12月に組合員1,687人を原告とした「時間外勤務手当及び休日手当訴訟」を札幌地裁に提訴しました。残念ながら札幌地裁では、敗訴し、北教組は、ただちに札幌高裁に控訴しました。その控訴審から、法制部長

として訴訟の担当になったのが若かりし頃の私でした。札幌高裁でも07年9月に請求を棄却する不当判決が出されました。敗訴したことは当然ですが、それ以上に私が断じて容認できないことがあります。少し長くなりますが判決文から引用します。「教職員は、必然的に時間外勤務等を行うことになることを前提として、教職員会議で職務分担等を決定しているというべきであるから、各教育職員が教職員会議の決定で割り振られた職務を行う必要上時間外勤務等に及んだとしても、そのような時間外勤務等は、教育職員が自らの意思に基づいて決定したところに基づくもの、すなわち自主的に行なったものと評価するのが相当である」としたところです。これは、今でこそ広く知れわたっている自主的・自発的勤務の考え方と軌を一にするものです。まるで「好きで時間外勤務をしているのだから、文句を言うな」と言わんばかりの判決文を目にした時の激しい憤りを昨日のように思い出します。この経験から、私は教員の不当な勤務実態を必ずや是正するとの強い決意を固めました。少し長くなりましたが、この経験こそ私が10年以上にわたり日教組で運動に携わっている原点と言えます。

6月26日、中教審「質の高い教師の確保特別部会」が開催され、今後、働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実等に関して論議が行われます。また、7月下旬ごろには緊急提言を策定する予定です。しかし、論議の前提に、勤務態様の特殊性に依拠した給特法体制維持があるならば、その実効性は限定的にならざるを得ないと思います。給特法を盾に勤務時間管理はなじまないとして、正規の勤務時間内で処理しきれないほどの膨大な業務を教員に押し付け、後は教員が自主的にやってね、とする従前からの教育行政の無責任な態度を抜本的に見直すことこそ重要ではないでしょうか。だからこそ、日教組は給特法の廃止・抜本的見直しを求めています。そのため、日教組は7月27日に「今、学校が大ピンチ！」日教組働き方改革中央集会を全電通労働会館で開催し、持続可能な学校のための7つの緊急提言を公表する予定です。また、今後、各県においても単組等が中心となり同様の集会を開催する予定です。マスコミをはじめ多くの皆様にご参加頂けたら幸いです。

全国各地で教職員不足は深刻な問題となっており、4月当初から、担任がいな
い、教科の担当がいな
いなど子どものゆたかな学びへの影響は深刻なもの
なっています。教職員不足は、教職の志望者が少なく、臨時・非常勤教職員の
なり手が枯渇していることに起因していますが、そもそも休職者のあるなしにか
かわらず臨時・非常勤教職員の存在なしに学校運営が成り立たない状況の解消
なしには、根本的な解決はありません。臨時・非常勤教職員への依存体質を作り
出したのは、学校現場でなく教育委員会です。また、教育委員会が、そうせざる
を得ない要因を作り出したのは、計画的な教職員の定数改善計画の策定を怠っ

てきた文科省です。誰かが休んでしまったら校長や教頭まで総出で対応せざるを得ない、ぎりぎりの学校現場の状況を解消しなければなりません。そのため計画的な正規職員の配置を促す定数改善計画の策定を早急に行うよう文科省に強く求めます。

ロシアがウクライナに軍事侵攻してから7月8日で500日となりました。国連によると6月末までにウクライナで死亡が確認された民間人は9,177人に達していますが、「実際の市民の死傷者数ははるかに多い」とも指摘されています。

広島で開催されたG7サミットでは「ウクライナに関するG7首脳声明」が発表され、「我々は、ロシアに対し、進行中の侵略を止め、国際的に認められたウクライナの領域全体から即時、完全かつ無条件に部隊及び軍事装備を撤退させるよう強く求める」「我々は、ロシアの部隊及び軍事装備の完全かつ無条件の撤退なくして公正な平和は実現されないことを強調する」とし、従来の方による一方的な現状変更を認めないとする考え方に固執しました。一方、グローバルサウスの国々、例えばインドネシアやアフリカ諸国においては和平交渉による停戦への動きが現れています。今回の戦争では数万のウクライナ人とロシア人の命が奪われ、数百万の人々が故郷から追い出され、大地と空気と水が汚染され、気候危機が悪化させられています。これ以上、停戦が遅れると、戦争が一層エスカレートし、さらなる悲劇を生み続けることとなります。ウクライナの市民をこれ以上犠牲にしないためにも一日も早い停戦が求められます。

6月に閉会した通常国会では、岸田政権がすすめる「防衛力強化資金」の創設を盛り込んだ防衛財源確保法、原発回帰のGX脱炭素電源法、難民認定の申請中でも送還を可能にする改正入管難民法、健康保険証を廃止するマイナンバー法等の一部改正法などが成立しました。7月のNHKの世論調査では岸田政権の支持率は38%と不支持率41%を下回っており、他の世論調査でも同様の結果となっています。マイナンバーカードをめぐる相次ぐトラブルだけでなく、岸田政権のすすめる政策への不満が要因となっています。

今、国会は巨大与党と一部の野党によって大政翼賛の状況となっており、与党と対峙する強い野党の存在が求められます。野党の大きな塊とも言われますが、まずは野党第一党である立憲民主党が、しっかりと選挙に勝ち抜き強くなること、その先にしか大きな塊はありえないと私は考えています。本日、来賓として立憲民主党の泉代表にご臨席をいただいておりますが、次の解散総選挙において立憲民主党は150議席獲得をめざすとおっしゃっていますので、党としてあらゆる総力を結集し、必ずや実現していただきたいと思います。また、解散総選挙における日政連・組織推薦候補予定者、さらには今年3月に推薦決定した2年後

の参議院議員選挙における比例代表候補予定者の「みずおか俊一」さんへの各単組・組合員の力強いご支援を引き続きよろしくお願いいたします。

先日、月刊JTUの取材で教育評論家の尾木直樹さんと話す機会がありました。尾木さんから、教職員どうしでの学び合いや支え合い、協働する力ともいえる同僚性が希薄化していることへの懸念が話されました。今、職場が多忙で、子どものこと、教育や職場の悩みなどを誰にも相談できずに、一人で抱えている仲間がいます。昨年からは職場訪問や分会会議・学習会が徐々に再開できるようになっています。是非とも、まずは組合員同士が顔を合わせながら、情勢やとりくみを丁寧に説明し、理解を求め、人間関係をつくり、組合運動を広げていく、最終的にはそのことが職場の同僚性の復権、言い換えれば協力・協働の職場づくりにつながっていくことと考えます。教職員の長時間労働是正のとりくみは、必ずや職場の共感を得ることができますから、そのとりくみを切り口に組織拡大・強化をすすめていきましょう。

結びに、憲法「改正」など平和・人権・民主主義に関する課題、子ども・教育をとりまく課題等が山積しています。日教組は、「憲法・子どもの権利条約の理念の実現」、「すべての子どものゆたかな学びの保障」、「働き方改革の推進、だれもが安心して働き続けられる労働環境の実現」、「組織の拡大・強化、運動の継承・発展」、「『教育福祉（Edufare）社会の実現』」、「教え子を再び戦場に送るな」のローガンのもと、みなさんの先頭に立ち、社会的対話をすすめ、運動を前進させていきます。その決意を申し上げ、日教組中央執行委員会を代表してのあいさつといたします。ともにがんばりましょう。ありがとうございました。